

令和5年12月11日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会  
会長 高井康之  
(公印省略)

保険医療機関・保険薬局におけるオンライン請求の推進、  
訪問看護ステーションにおけるオンライン資格確認・オンライン請求の開始・義務化  
および居宅同意取得型のオンライン資格確認に実装される再照会による資格確認について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

日本医師会から標記について、下記のとおり、請求命令、療養担当規則等について、所要の改正が行われる旨公布され、順次施行・適用することとされたとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

特に、保険医療機関におけるオンライン請求の推進に関しては、①レセコンを使用していないことや、②常勤の保険医の年齢によりオンライン請求の義務化対象から除外されている医療機関（紙レセプトによる請求）において、あらためて、義務化の対象除外となるのか確認いただき、引き続き紙レセプトによる請求を行う場合には、審査支払機関に届け出る必要があるとされています。

「現在光ディスクによる請求を行っている医療機関」は2024年9月末まで経過措置があり、その後は1年更新制の届出が必要となります。

(下記に記載のとおり、手続きの詳細は追って周知される予定です。)

なお、医療機関に関することは、下記項目の

1. 保険医療機関・保険薬局におけるオンライン請求の推進
3. 居宅同意取得型のオンライン資格確認に実装される再照会による資格確認等の  
(2) 訪問診療等における再照会機能を活用した資格確認方法の位置付け

訪問看護ステーションに関することは、

2. 訪問看護ステーションにおけるオンライン資格確認・オンライン請求の開始・義務化
3. 居宅同意取得型のオンライン資格確認に実装される再照会による資格確認等の  
(1) 指定訪問看護ステーションにおけるオンライン資格確認導入の義務付け

となります。

また、訪問診療等におけるモバイル端末等によるオンライン資格確認（居宅同意取得型）は、義務ではありません。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくと共に、貴会会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

## 1. 保険医療機関・保険薬局におけるオンライン請求の推進

(療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令の一部を改正する命令等)

### ○主な改正内容

#### (1) フレキシブルディスク等の記録媒体を指定する規定の見直し

請求命令及び介護請求命令において「光ディスク等」の定義に含まれる「フレキシブルディスク」を削除する。(請求命令第1条第1項及び介護請求命令第1条第1項)

#### (2) 請求命令に規定する請求方法の見直し

##### ① 光ディスク等を用いた請求について

ア 療養の給付等に関する費用の請求方法から削除する。(請求命令条文から附則に移行)(請求命令第1条)

イ 令和6年3月31日以前の直近に行った療養の給付等に関する費用の請求が光ディスク等を用いた請求であった保険医療機関は、令和6年9月30日までの間、光ディスク等を用いた請求を行うことができる。(請求命令附則第3条の2第1項)

ウ 令和6年9月30日以前の直近に行った療養の給付等に関する費用の請求が、光ディスク等を用いた請求であった保険医療機関のうち、あらかじめ、オンライン請求に移行するための計画を添えて、光ディスク等を用いた請求を行う旨を審査支払機関に届け出たものは、届出を行うたびに、一年間に限り、光ディスク等を用いた請求を継続することができる。(請求命令附則第3条の2第2項及び第3項)

##### ② 書面による請求について

ア 療養の給付等の請求の特例を削除する。(請求命令条文から附則に移行)(請求命令第5条及び第6条)

イ 令和6年3月31日以前の直近に行った療養の給付等に関する費用の請求が書面による請求であった保険医療機関は、レセコンを使用していない旨を、あらかじめ審査支払機関に届け出たものに限り、書面による請求を行うことができる。(請求命令附則第3条の4)

ウ 令和6年3月31日以前の直近に行った療養の給付等に関する費用の請求が書面による請求であった保険医療機関のうち、表の左欄の保険医療機関において診療に従事する全ての常勤の保険医の生年月日が、それぞれ同表の右欄の日以前である旨を、あらかじめ審査支払機関に届け出たものは、書面による請求を行うことができる。(請求命令附則第3条の5第1項)

レセコンを使用している診療所	昭和20年7月1日
レセコンを使用していない診療所	昭和21年4月1日

##### ③ 経過措置等

ア ②のイ及びウの届出は、令和6年4月1日前においても、その例により行うことができる。(改正命令附則第2条)

イ 改正命令による改正後の請求命令附則第3条の2第2項、第3条の4第1項及び第3条の5第1項の規定に基づく届出及び計画の提出の詳細等については、追って通知する予定である。

#### (3) 施行期日等

① 改正命令の施行期日

改正命令は、公布の日から施行する。ただし、上記（２）①及び②に定める事項の一部は、令和６年４月１日から施行するものとする。（改正命令附則第１条）

② 改正告示の適用期日

改正告示は、令和６年４月１日から適用する。（改正告示附則）

2. 訪問看護ステーションにおけるオンライン資格確認・オンライン請求の開始・義務化

（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令等）

○主な改正内容

（１） 電子情報処理組織の使用による請求の開始（オンライン請求）

① 訪問看護療養費等の請求方法に、電子情報処理組織の使用による請求を追加する。（訪看請求命令第１条）

② 指定訪問看護事業者は、電子情報処理組織の使用による請求を始めようとするときは、訪問看護ステーションごとに、あらかじめ、審査支払機関に届け出なければならない。（訪看請求命令第４条）

（２） 電子情報処理組織の使用による請求の義務化

① 訪問看護療養費等の請求は、電子情報処理組織の使用により行うものとする。（訪看請求命令第１条）

② 指定訪問看護事業者は、表の左欄の訪問看護ステーションであって、あらかじめ、その旨を電磁的記録に記録し電子情報処理組織を使用して提出する方法その他の適切な方法により審査支払機関に届け出たものについて、同表の右欄の期間においては、書面による請求を行うことができる。（訪看請求命令附則第２条）

一 電気通信回線設備の機能に障害が生じた訪問看護ステーション	当該障害が生じている間
二 電子情報処理組織の使用による請求を行う体制の整備に係る事業を行う者との間で当該体制の整備に係る契約（（３）①に定める日の属する月の前々月の末日までに締結されたものに限る。）を締結している指定訪問看護事業者の訪問看護ステーションであって、当該事業を行う者による当該体制の整備に係る作業が完了していないもの	左欄の体制の整備に係る作業が完了する日又は（３）①に定める日から起算して６月を経過する日の属する月の末日のいずれか早い日までの間
三 電子情報処理組織の使用による請求に必要な電気通信回線（光回線に限る。）が整備されていない訪問看護ステーション	左欄の電気通信回線が整備された日から起算して６月が経過した日までの間
四 改築の工事中である施設において指定訪問看護の提供を行っている訪問看護ステーション	当該改築の工事中である施設において指定訪問看護の提供を行っている間
五 廃止又は休止に関する計画を定めている訪問看護ステーション	廃止又は休止するまでの間
六 その他電子情報処理組織の使用による請	左欄の特に困難な事情が解消され

求を行う体制を整備することが特に困難な事情がある訪問看護ステーション	るまでの間
------------------------------------	-------

(3) 施行・適用期日

改正命令及び改正告示は、令和6年6月1日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行するものとする。（改正命令附則第1条及び改正告示附則）

- ① (2)に定める事項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第2号の政令で定める日

3. 居宅同意取得型のオンライン資格確認に実装される再照会による資格確認等

(保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令等)

○主な改正内容

(1) 指定訪問看護ステーションにおけるオンライン資格確認導入の義務付け

- ① 指定訪問看護事業者は、利用者の指定訪問看護を受ける資格の確認に際し、利用者から求めがあった場合は、オンライン資格確認によって当該確認を行わなければならない。（訪看基準第8条第2項）
- ② 指定訪問看護事業者は、利用者からオンライン資格確認による指定訪問看護を受ける資格の確認の求めがあった場合に対応できるよう、指定訪問看護ステーションごとに、あらかじめ必要な体制を整備しなければならない。（訪看基準第8条第3項）
- ③ ①及び②の内容は、表の左欄の指定訪問看護ステーションであって、当該指定訪問看護事業者が、あらかじめ、その旨を電磁的記録に記録し電子情報処理組織を使用して提出する方法その他の適切な方法により地方厚生局長等に届け出たものについて、同表の右欄の期間においては、適用しないこととする。（療担規則等改正省令附則第3条）

一 指定訪問看護を受けようとする者がオンライン資格確認によって指定訪問看護を受ける資格があることの確認を受けることができる体制の整備に係る事業を行う者との間で当該体制の整備に係る契約（（4）①ウに定める日の属する月の前々月の末日までに締結されたものに限る。）を締結している指定訪問看護事業者の指定訪問看護ステーションであって、当該事業を行う者による当該体制の整備に係る作業が完了していないもの	左欄の体制の整備に係る作業が完了する日又は（4）①ウに定める日から起算して6月を経過する日の属する月の末日のいずれか早い日までの間
二 電子資格確認に必要な電気通信回線（光回線に限る。）が整備されていない指定訪問看護ステーション	左欄の電気通信回線が整備された日から起算して6月を経過した日までの間
三 改築の工事中である施設において指定訪問看護の提供を行っている指定訪問看護ステーション	当該改築の工事中である施設において指定訪問看護の提供を行っている間
四 廃止又は休止に関する計画を定めている指定訪問看護ステーション	廃止又は休止するまでの間

<p>五 その他指定訪問看護を受けようとする者が電子資格確認によって指定訪問看護を受ける資格があることの確認を受けることができる体制を整備することが特に困難な事情がある指定訪問看護ステーション</p>	<p>左欄の特に困難な事情が解消されるまでの間</p>
--	-----------------------------

④ ③の指定訪問看護事業者は、(4)①ウに定める日前においても、③の例により、その届出を行うことができる。(療担規則等改正省令附則第4条)

(2) 訪問診療等における再照会機能(※)を活用した資格確認方法の位置付け

(※) あらかじめ保険医療機関等において、マイナンバーカードの本人確認により取得した患者等の資格情報を用いて、オンライン資格確認等システムに最新の資格情報を照会し、取得する機能

① 保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正

ア 患者が保険医療機関から訪問診療等を受けようとする場合であって、当該保険医療機関からオンライン資格確認による確認を受けてから継続的な療養を受けている場合の資格確認方法として、当該保険医療機関が、過去に取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報を用いて、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、保険者から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法を位置づける。(療担規則第3条第1項)

イ 保険医療機関は、患者からオンライン資格確認による資格確認の求めがあった場合はこれに応じなければならないところ、患者が保険医療機関から訪問診療等を受けようとする場合であって、当該保険医療機関からオンライン資格確認による確認を受けてから継続的な療養を受けている場合には、再照会機能を活用した資格確認を行うことも可能とする。(療担規則第3条第2項)

ウ 保険医療機関は、療担規則等改正省令の施行の日前においても、アの方法によって、療養の給付を受ける資格があることを確認することができる。(療担規則等改正省令附則第2条)

② 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部改正

①に準じた改正を行う。(薬担規則第3条第1項及び第2項並びに療担規則等改正省令附則第2条)

③ 訪看基準の一部改正

①に準じた改正を行う。(訪看基準第8条第1項及び第2項並びに療担規則等改正省令附則第2条)

④ 健康保険法施行規則、船員保険法施行規則、国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正

ア ①アに準じた改正を行う。(健康保険法施行規則第53条、船員保険法施行規則第42条、国民健康保険法施行規則第24条の5、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第30条の3)

イ 療養又は指定訪問看護を受けようとする者は、健保則等改正省令の施行の日前においても、①アに準じた方法によって、被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることができる。(健保則等改正省令附則第2条)

⑤ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部改正

①及び②に準じた改正を行う。（療担基準第3条及び第26条並びに改正告示附則第2条）

(3) オンライン請求の推進に伴う所要の見直し

① 療担規則の一部改正

保険医療機関におけるオンライン資格確認の導入の原則義務化に係る例外について、請求命令等改正命令による改正後の療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令附則第3条の4第1項又は第3条の5第1項の規定に基づき書面によるレセプト請求が認められる保険医療機関（※）とする。（療担規則第3条）

※ 令和6年4月以降も書面による請求を継続する場合には、あらためて届出が必要となる。

② 薬担規則の一部改正

①に準じた改正を行う。（薬担規則第3条）

③ 療担基準の一部改正

①に準じた改正を行う。（療担基準第3条及び第26条）

④ 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正

明細書を交付しなければならない保険医療機関又は保険薬局について、電子情報処理組織による請求又は請求命令等改正命令による改正後の療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令附則第三条の二の規定に基づき光ディスク等を用いた請求を行っている保険医療機関又は保険薬局とする。（掲示事項告示第1の5及び第13の2）

⑤ 基本診療料の施設基準等

明細書発行体制等加算の施設基準について、電子情報処理組織による請求又は請求命令等改正命令による改正後の療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令附則第三条の二に規定する光ディスク等を用いた請求を行っている保険医療機関とする。（施設基準告示第3の6）

(4) 施行期日等

① 療担規則等改正省令、健保則等改正省令及び改正告示は、令和5年12月1日から施行・適用する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行・適用する。（療担規則等改正省令附則第1条、健保則等改正省令附則第1条及び改正告示附則第1条）

ア（1）④に定める事項、（2）①ウに定める事項及びこれに準じた改正並びに

（2）④イに定める事項 公布の日

イ（3）に定める事項 令和6年4月1日

ウ（1）①から③までに定める事項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第2号の政令で定める日

②（1）③の届出の詳細については、追って通知する予定である。

③（2）の訪問診療等における再照会機能を活用した資格確認方法の詳細については、追って通知する予定である。